

水害時避難行動タイムラインの作成について

近年頻発している風水害に備え、災害時に適切な場所・タイミングに避難できるよう、あらかじめ「災害・避難カード」を作っておきましょう！
専門人材を派遣して南丹管内の地域での作成を支援いたします！

- ◆申請期間 2025年2月28日（金）まで
※期間に関わらず、申請を検討されている場合は、一度下記連絡先までお問い合わせください。
- ◆申請者 自主防災組織（自治会）単位
（南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）の自主防災組織で、水害等避難行動タイムラインの作成に意欲がある方）
- ◆申請方法 希望日の4週間前までに第1号様式「水害等避難行動タイムライン作成支援人材派遣申込書」を市町担当課に提出。
後日、希望日に派遣する方について市町を通じて京都府よりお知らせします。
- ◆費用 専門人材の派遣に係る旅費・報酬は京都府で負担します。
- ◆作成例

		水害	土砂災害
避難の合図（スイッチ）		〇〇川の洪水警報の危険度分布が紫色になったとき。	自分の住んでいる地域で、土砂災害警戒情報が発令されたとき。
避難先	指定緊急避難場所	〇〇小学校、△△中学校	〇〇小学校、△△中学校
	次善の避難場所	〇〇公民館	〇〇公民館
メモ欄		・避難する際は、防災グッズを持ち出すこと。 ・〇〇さんへの避難の声掛けを行うこと。 ・災害用伝言ダイヤル(171) (災害などで電話が繋がりにくくなった場合に提供が開始される伝言板)	
〇市町村から避難情報が出された際は、避難行動をとって下さい。 避難情報は市町村が気象庁等の情報をもとにそれぞれの地域の状況を判断し発令します			
▶高齢者等避難 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。			
▶避難指示 速やかに危険な場所から全員避難しましょう。			

お問い合わせ先
京都府 南丹広域振興局
地域連携・振興部 総務防災課
0771-22-0422
n-c-somubosai@pref.kyoto.lg.jp

地域の危険箇所や災害時の避難のタイミングについて、この機会に知っておきましょう！